

第 4 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 1 8 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第4回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月18日（金） 午後2時から午後2時58分まで

2 開催場所 秋田市役所 正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 17人

1番 齊藤 善彦
3番 鈴木 昇
5番 関 正美
7番 加藤 淳
9番 星 容子
11番 三浦 宏和
15番 鎌田 悦雄
17番 藤田 修
19番 佐藤 きよ子

2番 佐々木 吉秋
4番 白岩 勝一
6番 相場 堅一
8番 武藤 真作
10番 伊藤 洋文
13番 佐々木 和昭
16番 佐々木 繁明
18番 佐々木 英久

5 欠席農業委員

12番 柴田 ますみ

14番 加賀屋 慎一

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第14号 令和7年度最適化活動の目標の設定等に関する件

第8 議案第15号 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件

7 事務局職員

事務局長 佐々木 嘉文
副参事 伊藤 弘
副参事 稲葉 隆
主席主査 山本 郷史
主席主査 黒澤 亮
主任 佐藤 知弘

参事 熊谷 勝人
副参事 住谷 真一
主席主査 木内 光満
主席主査 勝田 茂愛
主査 鈴木 百毅
主任 齋藤 友毅

8 書記

主任 越前屋 麻希子

9 議事録署名委員

8番 武藤 真作

9番 星 容子

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和7年第4回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、17名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第4回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、8番武藤真作委員、9番星容子委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の会務報告に移ります。 はじめに、会務報告1の「事務局人事異動」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (佐々木局長)	【会務報告1の報告】
議長	次に、会務報告2の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第108回常設審議委員会」および会務報告4の「一般社団法人秋田県農業会議第43回理事会」について、私から報告します。 【会務報告3・会務報告4の報告】
議長	次に、会務報告5の「全国農業新聞秋田市普及委員会監査会・役員会」

議 長	について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (黒澤主席主査)	【会務報告 5 の報告】
議 長	次に、会務報告 6 の「令和 7 年度第 1 回運営委員会」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 6 の報告】
議 長	次に、会務報告 7 の「秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 7 の報告】
議 長	次に、会務報告 8 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 12 の「現況地目照会に係る回答について」までの 5 件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告 8 から 12 までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第 4、議案第 11 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、5 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (齋藤主任)	はじめに、本総会より、農地法 3 条の許可要件に一部変更がありますので説明いたします。 令和 7 年 4 月 1 日より改正農地法が施行され、全部効率利用要件に新たに 2 つの確認項目が追加されました。 1 つ目は人員配置状況です。農業経営が複数の市町村に跨がる場合に農業従事者の配置状況を確認します。 2 つ目は法令遵守の状況です。農地法、農振法、種苗法、農薬取締法などの法令に対する違反の有無を確認します。 いずれの項目も、受人から自己申告書を提出していただき、必要があれば関係機関へ照会するなどして確認します。 なお、本日の議案においては、人員配置状況に該当する方はいないので、この項目の説明はありませんが、法令遵守の状況についてはすべての案件で説明いたします。 それでは、議案書 1 ページから 3 ページの 5 件について説明いたします。

事務局
(齋藤主任)

番号1。借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]。

土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。

当該地の現借受人が体調を崩し、耕作できなくなったため、隣接農地の所有者である申請人を新たな借受人として賃貸借権設定するものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はありません。

農作業常時従事について、借受人は年間230日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。

土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

譲渡人は、県外在住のため、農地の処分を希望しており、隣接農地を耕作している譲受人と売買により所有権移転をするものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作業にかかる農業機械を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はありません。

農作業常時従事について、譲受人は年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号3。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。

土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

当該地は、利用権設定の終期を迎え、借り手が継続利用しないことから、譲渡人が申請地の処分を希望し、隣接農地を耕作している譲受人との売買により所有権移転をするものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はありません。

農作業常時従事について、譲受人は年間300日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。

土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

譲受人は申請地を借入れしている法人の構成員であり、当該地の処分を希望した譲渡人と売買により所有権移転をするものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はありません。

農作業常時従事について、譲受人は年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号5。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。

土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

譲渡人は、高齢等により、自宅から距離のある申請地の管理が難しくなってきたため、当該地近隣で犬の訓練所を経営している譲受人と売買を行うこととなったものです。取得後は訓練所の利用者のグループで自家消費野菜を栽培する予定です。

なお、譲受人の耕作面積は0平方メートルですが、農地取得を機に農業

事務局 (齋藤主任)	経営を行うものではなく、新規参入者に対する指導要綱第3条第2項各号に該当しないことから、新規参入審査会の対象外としております。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作業にかかる農業機械を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はありません。 農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 これら5件とも地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに番号1について、現地を調査した藤島岳洋推進委員から報告を受けた5番関正美委員から報告をお願いします。
5番関正美委員	5番関です。藤島推進委員から、調査の結果何ら問題ないと報告を受けましたので、ご審議のほどお願いします。
議長	次に番号2について、現地を調査した鎌田重憲推進委員から報告を受けた18番佐々木英久委員から報告をお願いします。
18番佐々木英久委員	18番佐々木です。特別問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。
議長	次に番号3および番号4について、現地を調査した足利俊博推進委員から報告を受けた5番関正美委員から報告をお願いします。
5番関正美委員	5番関です。足利推進委員から、調査の結果何ら問題ないと報告を受けましたので、ご審議のほどお願いします。
議長	次に番号5について、現地を調査した齊藤又右衛門推進委員から報告を受けた3番鈴木昇委員から報告をお願いします。
3番鈴木昇委員	3番鈴木です。この件について4月7日に事務局職員と齊藤推進委員が立会いをしました。4月8日に齊藤推進委員が私の自宅に来て、特別問題ないのでよろしくお願ひしたいとのことでした。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等がある方はお願いします。
11番三浦宏和委員	はい。
議長	11番三浦宏和委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	11番三浦です。直接議案の内容とは関係ありませんが、番号1の説明に

11番三浦宏和委員	よると、元々別の方に農地を貸していたが返還されたためこの借受人と新たに賃貸借権を設定するということでしたが、議案書の「譲渡理由」にある「労力不足」以外に適当な理由はなかったのでしょうか。
議 長	事務局、お願いします。
事 務 局 (齋 藤 主 任)	「譲渡理由」については、申請書の「申請事由の詳細」欄に申請者が記入した理由をそのまま使用しています。
議 長	三浦委員、よろしいですか。
11番三浦宏和委員	はい。分かりました。
議 長	ほかにご質問はありませんか。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、5件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、5件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (勝 田 主 席 主 査)	それでは、議案書の4ページをご覧ください。 番号1。申請人は[REDACTED]。転用事業概要は、「貸駐車場」への自己転用。申請者の住所、土地の所在、地目、面積は議案書に記載のとおりです。 それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、申請者は自動車販売整備業の役員のほか日本赤十字東北看護大学生を対象とする寮の運営を行っていますが、近年、会社の従業員や寮生の自動車保有台数が増加してきたことから、貸駐車場を整備することとしました。用地について、会社や寮の近隣でまとまった面積を確保できる場所が申請者所有の当該農地以外になかったことから、その一部を申請地として転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内の農用地区域外。農地区分は、「第2種農地」です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金、過去の転用実績はなし。 工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年9月1日まで。土地改良区等からの意見書は、上北手小山田土地改良区から「差し支えなし」となっております。

事務局 (勝田主席主査)	被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画について、雨水は自然流下です。 現地は令和7年4月8日に確認しております。 なお、番号1について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した15番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。
15番鎌田悦雄委員	15番鎌田です。現地は何ら問題ありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 今回は県農業会議への諮問が必要な案件です。 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。 次に、日程第6、議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	それでは、議案書の5ページをご覧ください。 全部で4件ありますが、番号2以外の3件は県発注の河川災害復旧工事によるものであることから一括して説明し、番号2は最後に説明いたします。 まず、番号2以外の3件について説明いたします。番号1の借受人は■■■■■■■■■■。貸出人は■■■■■■■■■■。番号3の借受人は■■■■■■■■■■。貸出人は■■■■■■■■■■。番号4の借受人は■■■■■■■■■■。貸出人は■■■■■■■■■■。施設の概要はいずれも仮設道路への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。また申請地の位置ほかについては農地転用許可申請説明資料の3ページ、4ページおよび7ページから10ページをご覧ください。 転用事業計画について、いずれの借受人とも県が発注する河川災害復旧工事を受注し、工事施工場所に車両や資材を運搬するための仮設道路を設置する必要が生じたことから申請地を一時転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置はいずれも市街化調整区域内。農地区分は

事務局 (勝田主席主査)	番号1は農用地区域内農地、番号3は第2種農地、番号4は第1種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画はいずれも自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から番号1は令和7年11月10日まで、番号3は令和7年11月25日まで、番号4は令和7年12月11日まで。土地改良区等からの意見書は、いずれも一時転用のためなしです。 被害防除において、隣接に対する措置について番号1は緩衝地を設ける、番号3は土留め工事を行う、番号4はなし。排水計画について、汚水および生活雑排水はいずれもなし。雨水について番号1は水路放流、番号3および番号4は自然流下です。 一時転用に対する復元計画は、いずれも事業終了後に敷鉄板等を撤去し、農地の復旧を行います。 現地は令和7年4月4日に確認しております。 続いて番号2。譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]。施設の概要は車両回転地への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。農地転用許可申請説明資料は5ページおよび6ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、肥料や飼料の製造販売を行っている譲受人は、需要の拡大に伴い、商品を保管する倉庫および運搬車両が容易に出入りするための回転地を整備することとしました。用地について、会社事務所に隣接する農地を含む土地を一体的に利用するため、申請地を転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は都市計画区域外で農用地区域外。農地区分は第2種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年8月31日まで。土地改良区等からの意見書は、畑のため不要です。 被害防除において、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画において汚水および生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。 現地は令和7年4月4日に確認しております。 なお、番号2について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1から番号4について、現地を調査した18番佐々木英久委員から報告をお願いします。
18番佐々木英久委員	18番佐々木です。3件は県の河川災害復旧工事関係で、番号2も説明のとおりです。一緒に立会いましたが、特別問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
一同	なし。

議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は番号2については、県農業会議への諮問が必要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可および許可相当とすることにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可および許可相当とすることに決定いたします。 次に、日程第7、議案第14号、令和7年度最適化活動の目標の設定等に関する件を上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局 (佐藤主任)		日程第7、議案第14号の「令和7年度最適化活動の目標の設定等に関する件」についてご説明いたします。 まずこの目標設定についてですが、総会にて決定した目標を秋田県農業会議へ提出し、農業会議による確認を経た上でホームページでの公表および県への報告を行う必要があります。 本年度については、本日まで秋田県農業会議へ提出するよう通知があったことから、本総会で上程し、ご審議いただくものです。 では、議案書の7ページをご覧ください。はじめにⅠの農業委員会の状況です。Ⅰの農業委員会の現在の体制およびⅡの農家・農地の概要にある各指標におきましては、記載のとおりとなります。 なお、各数値については、国へ報告している各種調査または国が公表している統計等に基づいて記入をしております。 続いて、8ページをご覧ください。Ⅱの最適化活動の目標です。Ⅰの最適化活動の成果目標の(1)農地の集積についてですが、①の現状および課題については、記載のとおりとなります。②の目標についてですが、最適化の指針に掲げた集積目標が令和10年までに80パーセントです。 従いまして、今後4年間で総計7,088ヘクタールの集積を達成するために、すでに集積が図られている分を除き、4年で割り返すと、年間で533ヘクタールの新規集積が目標となります。 次に、(2)の遊休農地の解消についてですが、①の現状および課題については、記載のとおりとなります。②の目標についてですが、アの既存遊休農地の解消のaの緑区分の遊休農地の解消については、令和3年度の緑区分の遊休農地面積の5分の1を目標とすることとなっておりますので、5.8ヘクタールが目標となります。 bの黄色区分については、工程表の作成等を行っていないことから、具体的な目標等はありませんが、必要に応じて非農地判断等の適切な処置を行うこととしたいと思います。 また、イの新規発生遊休農地の解消については、令和6年度に新規発生した緑区分の遊休農地はありませんでしたので、0ヘクタールとなっております。 続いて9ページをご覧ください。(3)の新規参入の促進についてですが、①の現状および課題については、記載のとおりとなります。②の目標についてですが、過去3年の平均値の10分の1以上を目標にすることとされておりますので、50.0ヘクタールを目標値としたいと考えています。

事務局 (佐藤主任)	そして2の最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、こちらについては国から示されたとおり1月あたり10日を目標としたいと考えております。 また、(2)活動の強化月間の目標設定については、例年どおりとしたいと考えています。具体的な取り組み時期や内容等の詳細については、記載のとおりです。 最後に、(3)の新規参入相談会への参加目標については、昨年度と同様に園芸振興センターにおける交流会を充てたいと考えています。 説明は以上です。
議長	それでは、質疑を行います。 令和7年度最適化活動の目標の設定等に関する件について、ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
一	同 なし。
議長	ご質問等がないようですので、令和7年度最適化活動の目標の設定等に関する件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同 異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第14号、令和7年度最適化活動の目標の設定等に関する件を原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第8、議案第15号、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	それでは、日程第8、議案第15号、「秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件」について、ご説明します。 本日お配りした議案書10ページをご覧ください。 日程第3の会務報告でご説明したとおり、4月9日に開催した選考委員会において、1名の推進委員候補者を選考しましたので、農業委員会等に関する法律第17条の規定により農業委員会の決定を求めるものです。 第3区域担当、上北手猿田の高橋義隆さんです。 以上、1件について、ご審議くださるようお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件について、ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
一	同 なし。
議長	ご質問等がないようですので、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同 異議なし。

議	長 「異議なし」の声がありましたので、日程第8、議案第15号、秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件を原案のとおり決定することいたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 (午後2時58分終了)
---	--